

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政課評価		
◆基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心できる暮らしづくり																			
【目的】人口減少が続く中においても、誰もが安全で安心して生活できる「暮らしづくり」を進める																			
政策6 安全な暮らし実現																			
【目的】万一の場合に備えた体制整備と強しやかな県土づくりを進めるとともに、犯罪や事故などの発生防止に向けた環境整備を進め、県民の暮らしの安全を確保します。																			
施策1 危機管理体制の整備																			
【目的】災害やテロ、感染症、家畜伝染病など、万一の危機の発生に備え、県、市町村、民間等がそれぞれ果たすべき役割に基づき、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。																			
(1)さまざまな危機への備え																			
①大規模災害・テロなどの危機に備えて体制を整備し、各種対策を実施します。																			
	危機002	防災情報通信管理運用		総務部	危機管理室	新しい情報伝達手段への対応、既存設備の保守点検、消耗部品交換による安定運用、設置環境の保全を図るとともに、更なる利用促進と操作完了を実施する。	情報通信施設保守	点検・交換	点検・交換	点検・交換		361,221	190,697	228,772	防災情報通信施設の運用；気象注意報・警報の市町村、消防本部、地域機関への配信 気象情報、地震、各種事故発生時の被害情報収集、防災情報通信施設の機能維持；保守点検（幹線部分1回/年、端末系1回/年）の実施。不測の停電時においても運用を継続するための県庁内防災無線設備用の無停電電源装置である蓄電池設備更新工事を実施、国規模と通信するための国土交通省回線IP化対応改修工事を着工。	4継続	防災情報通信ネットワークシステムは、災害や危機事象発生時の情報収集・発信手段として必要不可欠な設備である。設備の老朽化や改正された電波法への適合といった課題があり、計画的な更新を行う必要がある。地上系について実施設計を行い、更新工事に向けた設計作業を実施中。総合防災情報システムはアラートと連携し運用中である。	4継続	災害発生時の情報伝達手段であるシステムの整備や運用方針にかぎらず、災害への備えとして必要不可欠であるため、継続。
	危機006	危機管理、防災対策推進		総務部	危機管理室	-危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進すること、広域連携体制を強化すること等により災害の発生に備える。またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。	防災アドバイザーの数	人	473	270	350	32,260	36,052	25,743	24時間365日の値日直体制（適宜増強体制）の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた総合防災訓練や災害対策本部回訓を実施した。	4継続	いつ起こるか分からない自然災害等に備えて、引き続き対策を推進する。東京オリンピック・パラリンピックを控え、聖火リレー等の関連行事が計画される中、テロ対策等の一層強化を図るため、引き続き国と連携した国民保護訓練(テロ・武力攻撃対策)を実施する。大規模災害に備え災害発生体制を強化するため、引き続きコーディネーターの資質向上、DMAT隊員の養成・技能維持、消防や医師会等の関係機関との連携確保を図っていく必要がある。さらに、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業」を活用しながら、被災拠点病院の機能強化のための設備整備を支援していく必要がある。	4継続	総合防災訓練や回訓訓練等を実施するものであり、災害時に県民の安全確保・被害軽減を図るために必要であることから、継続。
	医療026	災害医療対策		健康福祉部	医療課	東日本大震災等を踏まえ、群馬県の災害医療体制を充実。災害時でも適切な医療提供体制を維持するため、災害医療コーディネーターの設置や、災害医療研修、DMAT資機材整備補助等を実施。	DMATチーム数	チーム	62	51	54	126,618	19,448	27,327	災害医療コーディネーター研修、群馬県DMAT研修、災害医療研修等の実施により災害医療体制の向上を図った。また、災害拠点病院のDMAT資機材整備事業へ補助を行い、DMAT派遣体制を強化した。	4継続	災害医療コーディネーターの資質向上、DMAT隊員の養成・技能維持、消防や医師会等の関係機関との連携確保を図っていく必要がある。さらに、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業」を活用しながら、被災拠点病院の機能強化のための設備整備を支援していく必要がある。	4継続	災害発生時に確実に医療が提供される体制を整備するための経費であり継続。国の3か年緊急対策事業を効果的に活用し、災害拠点病院の機能強化を推進することが必要。
	事業002	災害用品医薬品備蓄等		健康福祉部	業務課	県地域防災計画に基づき医薬品及び医療機器等の流通備蓄を県医薬品卸協同組合と県医療機器販売協会の委託する。また、災害時の事業業務に従事する薬剤師の研修を県薬剤師会に委託する。	備蓄品目数(医薬品・医療機器等の合計)	品目	157	156	156	2,424	2,424	2,417	医薬品等の流通備蓄・点検、防災訓練等を行い、災害時に備えた危機管理に努めるとともに、実際の使用実績等を考慮し、数量及び規格の見直しを実施した。また、災害対策薬剤師研修については、規定により36名の参加となった。	4継続	災害等のリスクの高まりに備えて、医薬品等供給体制及び流通備蓄医薬品等の品目、品目数、備蓄数量について、定期的に見直しを実施するとともに、災害時の連絡体制や効果的な人材育成に引き続き取り組んでいく必要がある。	4継続	災害時の医薬品等の確保は重要であり継続。なお、災害時に支援を必要とする地域に迅速かつ適確に物的・人的支援を提供するため、備蓄品目・数量の見直しや、有効効果的な連絡・輸送体制等の整備に努めること。
	建築006	被災建築物応急危険度判定士育成事業		県土整備部	建築課	講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士登録者数を増やす。	被災建築物応急危険度判定士数	人	2,006	1,920	1,960	688	655	277	被災建築物応急危険度判定講習会を2回実施し、69名の判定士を養成した。	4継続	被災建築物応急危険度判定士の登録者数は、令和2年度末までの目標人数2000人に到達したものの、登録者の高齢化が進んでいる。災害時に活動可能な登録者数を維持するため、今後も定期的な養成が必要である。	4継続	地震による被災建築物の被災状況を把握するためには、被災建築物応急危険度判定士の役割が重要であるため、継続かつ計画的な養成が必要である。
	警察001	大規模な自然災害・事故等の突発重大事案対策		警察本部	警察本部	活動拠点となる警察施設の維持管理、装備資機材及び備蓄食糧の計画的な整備	警察施設、装備品の整備	-	-	整備の推進	整備の推進	18,721	18,707	18,190	装備資機材、備蓄食糧の整備拡充を図った。	4継続	大規模な災害等が発生した際に警察機能を確保するため、計画的に整備した。今後も、被災対策を効果的に推進するため、装備資機材や備蓄食糧の整備を継続する必要がある。	4継続	災害発生時に万全の対応ができるよう、装備資機材・備蓄食糧の適切な維持管理や整備更新などが重要であるため、継続。引き続き、計画的・効率的な執行に努める必要がある。
	警察002	テロ対策		警察本部	警察本部	関係機関との連携した情報収集、事業ごとの対応訓練の実施、重防施設に対する警戒警備の実施	テロの未然防止	件	-	諸対策の推進	諸対策の推進	18,721	18,707	18,190	関係機関との共同実動訓練、広域警戒補助隊合同訓練及び重要施設に対する警戒警備を実施した。	4継続	テロの未然防止を図るため、各種情報収集及び警戒を徹底するとともに、公共交通機関やウイングなど重要施設に対する警戒警備等の諸対策を推進する必要がある。	4継続	テロの未然防止を図るため、引き続き、情報収集・警戒の徹底、警戒警備等を実施していく必要があるため、継続。
②新型インフルエンザ等の重大な感染症の発生に備えた体制づくりを推進します。																			
	保子031	新型インフルエンザ等対策		健康福祉部	保健予防課	高病原性の新型インフルエンザ等の発生に備えて、診療を担う医療機関の確保、機能強化を図るとともに、医療訓練の実施、社会機能を維持するための体制の整備を行う。	入院協力医療機関の整備	施設	62	68	66	11,845	120,152	11,045	新型インフルエンザ等が発生した場合の医療を担う医療機関に対する設備整備を補助。県内での発生を想定した対策本部訓練及び協力医療機関・医療訓練を実施した。また、5か所の振興局等において現対策本部連絡調整会議を開催した。	4継続	新型インフルエンザ等の発生に備えるため、今後も医療機関の整備や訓練等を実施していく必要がある。	4継続	新型インフルエンザの発生に備え、県内の医療機関等の体制づくりを行うことは重要であり、継続。
③放射能や放射性物質の人体等への影響に対する不安解消に向け、評価・監視等を実施します。																			
	環境002	環境放射能水準調査		森林環境部	環境保全課	空間放射線量の常時監視や環境試料等の放射性物質濃度を測定し、その結果を国に報告し、公表する。放射性物質汚染対処特措法に基づき、市町村が実施する除染への協力や汚染状況調査重点地域の指定解除について支援を行う。	国からの指示項目について、調査の完全実施	%	100	100	100	25,901	8,209	22,324	国と契約した調査項目を完全実施するとともに、結果についてはホームページや放射線対策現況等広く県民に周知した。正確な空間放射線量を測定するために、測定器(サーベイメータ)の校正を行い、市町村の貸出し、県有施設や一般環境の空間線量の測定を行った。	4継続	国からの継続的な環境放射能監視委託調査事業であるため、全て実施しなければならない。これまで調査を完了してきたが、今後も、県民の安全・安心な生活の実現のため、調査を継続する必要がある。県内の除染は終了したが、今後も、指定解除モニタリング等で市町村へ測定器の貸出し等を行い、指定解除に向けて支援していく必要がある。	4継続	国からの委託調査、市町村が実施する指定解除に向けたモニタリングへの協力等により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。
	廃J001	放射性物質汚染対処特措法遵守状況監視		森林環境部	廃棄物・リサイクル課	放射性物質汚染対処特措法の施行に伴い適用される廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。	立入検査等実施数	施設	13	24	26	600	569	503	放射性物質汚染対処特措法に基づき特定一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場)から排出される排出ガスや排出水の放射線濃度基準の適合状況についてモニタリング結果報告や立入検査等により確認した。対象全24施設が基準に適合していた。	4継続	焼却施設から排出される焼却灰等の放射線濃度は下がっているものの、排出ガスや最終処分場流出水の放射線濃度を基準以下に保つことは、施設の適正な維持管理が必要であることから、引き続き施設の管理状況の監視を行うことが重要である。	4継続	焼却施設等の立入調査・指導監視により、廃棄物処理基準の遵守状況を確認し、適正な管理状況を維持するための事業であり、継続。
④家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止に取り組めます。																			
	畜産001	家畜保健衛生対策		農政部	畜産課	家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、家畜伝染病の発生予防、発生予防を行うとともに、発生があった場合は速やかにまん延防止を図る。さらに、家畜衛生に関する情報収集、調査・検査・分析を行い、畜産農家等に対して指導を行う。	死亡牛BSE検査	%	100	100	100	141,966	149,102	137,559	家畜伝染病予防法に基づき、106,022頭の検査を実施し、ヨネ病の患畜10頭を摘発。患畜の処分と消毒の徹底により、まん延防止を図った。また、農家に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導した。さらに、特定家畜伝染病の発生に備え、防疫講習の実施及び資材の備蓄を行った。	4継続	家畜伝染病予防法に基づき、106,022頭の検査を実施し、ヨネ病の患畜10頭を摘発。患畜の処分と消毒の徹底により、まん延防止を図った。また、農家に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導した。さらに、特定家畜伝染病の発生に備え、防疫講習の実施及び資材の備蓄を行った。	4継続	法令に基づく事業であり、家畜の伝染性疾患の発生予防・予防とともに、速やかなまん延防止を図るため引き続き事業実施が必要である。家畜衛生対策は、安定した畜産高の基盤であり、生産段階における食の安全・安心確保の点でも重要であることから、生産者や関係機関に対する指導や検査機器の整備が必要である。
	畜産003	地域獣医療支援		農政部	畜産課	獣医学を専攻する学生のうち、卒業後群馬県内で獣医師として産業動物診療業務等に従事しようとする学生に対し、修学資金を貸与する。	修学資金貸与者の産業動物獣医師従事者	人	2	3	3	9,312	9,312	7,868	H30年度は11名(うちH30新規貸与者3名)に対し、産業動物獣医師修学資金を貸与した。これまでの修学資金貸与者のうち、21名(うちH30年度卒業貸与終了者2名)が産業動物獣医師として従事している。今後さらに貸与が予想される産業動物獣医師を確保するために事業の継続が必要である。	4継続	H30年度は11名(うちH30新規貸与者3名)に対し、産業動物獣医師修学資金を貸与した。これまでの修学資金貸与者のうち、21名(うちH30年度卒業貸与終了者2名)が産業動物獣医師として従事している。今後さらに貸与が予想される産業動物獣医師を確保するために事業の継続が必要である。	4継続	これまで計37名(うち9名は在学中)に修学資金を貸与し、H30年度末までに貸与を終了した28名(途中辞退者6名、資格未取得者1名を含む)のうち21名が、本県で産業動物獣医師として従事している。今後さらに貸与が予想される産業動物獣医師を確保するために事業の継続が必要である。

	個別事業名	区分	部署	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政課評価		
(2)消防力の充実・強化																		
①緊急消防援助隊の体制を整備します。																		
	保安001	防災航空センター運営	総務部	消防保安課	市町村や近県と連携し、防災ヘリコプター業務の充実強化を図り、高速かつ機動的に対応する。	合同訓練の回数	回	17	45	50	189,716	103,152	255,408	緊急運航63件、救命救助搬送64人、運行回数137回、飛行時間120時間、ドクターヘリの連携(ドクターヘリ)運用：1件、ドクターヘリの備付者引継ぎ：5件、墜落事故(8月10日)後の他県防災ヘリ受援件数：27件、新機体による活動再開までは、県営ヘリ及び他県防災ヘリに応援要請	4継続	平成31年4月に防災航空センターを設置し、令和2年12月末には新機体が納入予定となっており、平成30年8月の事故を踏まえた安全運航体制を再整備し、運航再開に向けた取り組みを継続している。	4継続	災害の発生に即座に対応するため、防災ヘリは不可欠であることから継続。そのために、H30年8月の事故を踏まえた安全運航のための体制を早期に整備する必要がある。
②消防に関する教育訓練の内容を充実します。																		
	保安003	消防学校運営	総務部	消防保安課	消防職員・消防団員等の教育・訓練を体系的に行い、地域住民から依頼され、臨機応変に状況対応できる消防人を育成するため、消防学校を運営する。	消防団員、関係団体教育回数	回	90	100	50	67,444	83,821	67,711	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき、教育訓練を進めるとともに、1日入校者等の積極的な受入れや現地教育の充実を図った結果、目標回数には達しなかったが、入校者数の増加が認められた。	4継続	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき、目標回数に達するよう教育訓練を行い、資質、技術の向上を図り、現場対応力のあふれる消防人の育成を図っている。	4継続	消防体制の充実・強化のため、消防職員・消防団員等の育成に必要な施設であることから、継続。
施策2 災害に強い県土づくり																		
【目的】災害の少ない(安全)な県土づくりを進めるとともに、災害時の被害を最小限にとどめるための備えを万全にし、県民の生活を守ります。																		
(1)災害防止対策																		
①災害の発生を防止するための整備を進めます。																		
	森保001	治山事業	森林環境部	森林保全課	森林の持つ水源かん養機能や土砂災害防止機能を高度に発揮させるため、森林の整備や治山施設の整備を推進する。	治山事業施工地面積	ha	45	60	60	5,879,295	7,012,000	5,355,730	山崩崩壊地、荒廃深溝等に治山施設を設置するとともに、機能低下した保安林において森林整備を実施した。治山事業の工事によって安定した面積(45ha)、治山事業による森林整備面積(273ha)	4継続	治山事業は、施設の設置や森林の整備によって森林の公益性機能を維持し、山地災害を防止・軽減するものであり、今後も県民の安全・安心な暮らしの実現、自然環境の保全、二酸化炭素吸収量の確保に寄与するため、積極的に実施していく必要不可欠な事業である。	4継続	県民の安全・安心を確保するための事業であり、継続。なお、事業箇所を確定にあたっては、必要性、緊急性、効果等を十分検討すること。
	緑化009	ぐんま緑の県民基金事業(森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く)	森林環境部	緑化推進課	ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備	水源地域等の森林整備面積	ha	972	790	660	1,720,262	1,716,760	1,756,978	水源地域等の森林整備については、先行した森林所有者特定等の調査箇所を森林整備を促進した結果、目標面積を大幅に上回る972haの実績となった。市町村提案型事業については、周知等を行った結果、1次募集で全市町村から計画書の提出があり予算に達したが、額の確定で不用途が生じ、約2億2千万円の実績となった。	4継続	豊かな水を育み、災害に強い森林づくり、里山・平地地帯等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、今後も継続した実施が必要である。	4継続	条件不利地域での森林整備をはじめ、基金を活用した地域での取組が一層広がるよう、引き続き取り組む必要があるため継続。
	林政008	間伐等森林整備	森林環境部	林政課	森林所有者等が実施する間伐・除伐等に対して支援するほか、林業経営の成り立たない条件不利地の森林や、保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施する。	間伐等森林整備面積	ha	2,286	3,300	3,500	1,615,123	1,632,037	1,196,794	森林が有する多面的な公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地や保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。	4継続	森林が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。	4継続	森林が有する水源遊歩機能や土砂災害等を防止する国土保全機能、洪水調整機能などの公益的機能が持続的に発揮されるため、間伐等を通じた適正な森林整備を行うことが必要であり、継続。
	農村002	農村地域防災減災	農政部	農村整備課	地震や豪雨等の自然災害に対して脆弱なため池の決壊被害を未然に防止するための改修や、水路からの溢水による洪水被害を防止するための水路改修等を行うとともに、農業水利施設の耐震性を検証し、必要な対策を講じる。	ため池の改修完了地区数	地区数	4	4	8	833,506	1,008,331	860,879	ため池の耐震化、豪雨、及び老朽化対策工事及び耐震調査を実施するとともに、地すべり防止区域におけるすべり防止について、工事後の検証を実施し対策が完了。ため池の対策工事完了箇所：2箇所、耐震調査完了箇所数：5箇所、地すべり対策事業完了地区：1地区	4継続	国庫補助及び県単独事業により、ため池等の施設の安全対策を実施し、災害の未然防止を図るとともに、ため池の耐震性等を検証し、耐震化等の対策に計画に取り組み、また、豪雨時水路からの溢水を防止する水路改修等や地すべり防止対策を実施し、農村地域の防災減災力の向上を図り、安心して暮らす農村づくりを今後も継続して取り組む必要がある。	4継続	ため池や排水水路の改修、地すべり対策等により、災害の未然防止や被害軽減を図り、地域住民の安全・安心を確保するための事業であり、継続。
	河川001	治水対策	国土整備部	河川課	交付金事業等を活用し、河川の拡幅や調節池の整備などを組み合わせた効果的な治水対策を実施するとともに、自然環境に配慮した河川整備を実施する。	洪水による氾濫が想定される区域面積	km2	72.0	60.8	54.8	5,645,795	8,299,526	7,998,679	被害が発生した地域や人口・資産が集中する地域などの改修事業を促進し、氾濫が想定される区域の面積を減らした。また、関東・東北北部による被害を踏まえた減災対策として、洪水(バザー)マップの作成や治水管理型水位計等の洪水監視体制の強化などソフト事業も推進した。	4継続	近年、水災害が頻発・激甚化している。本県では、依然として治水安全度の低い箇所が多く残っていることから、目標達成に向けて優先度の高い箇所を重点的に河川整備を推進していくとともに、樹木伐採・土砂崩れ等の適切な維持管理やソフト対策を一体的に推進し、治水被害の防止・最小化に努める。	4継続	治水対策は県民の安全安心を守るためには必要不可欠な事業であるため継続。国の3か年の緊急対策等を活用しハード面の対策を集中的に実施するとともに、市町村等とも連携し、ソフト面での対策もい、万が一の際にも県民の命を守る対策が必要。
	道管003	道路冠水対策	国土整備部	道路管理課	ゲリラ豪雨などにより多発する道路冠水などにに対し、集水口、側溝などの改修を行い、冠水被害の軽減を図る。	道路冠水対策箇所数	箇所	75	70	86	58,000	46,000	469,330	安全で快適な道路空間を確保するため計48箇所の道路冠水対策を実施した。そのうち、(主)前橋西久保線を含む24箇所の対策が完了した。	4継続	安全で快適な道路空間を確保するため計48箇所の道路冠水対策を実施した。そのうち、(主)前橋西久保線を含む24箇所の対策が完了した。	4継続	県民の安全安心のため、計画的に災害対策を推進する必要があるため継続。
	砂防001	土砂災害対策(ハード)	国土整備部	砂防課	人命を守るための施設整備を推進するとともに、適切な維持管理の実施により、土石流・崩れ・地すべりによる土砂災害を防止する。	土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率	%	73	84	100	4,383,622	5,369,046	5,213,218	○砂防/28箇所を実施し、1箇所が完成。○地すべり対策/3箇所を実施。○急傾斜地崩壊対策/20箇所を実施し、2箇所が完成。○単独砂防施設/土石流危険渓流における渓流保全工事、急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工事等の対策を実施。○維持管理/区域指定地の適正管理、砂防堰堤等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕等を実施。	4継続	○砂防/28箇所を実施し、1箇所が完成。○地すべり対策/3箇所を実施。○急傾斜地崩壊対策/20箇所を実施し、2箇所が完成。○単独砂防施設/土石流危険渓流における渓流保全工事、急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工事等の対策を実施。○維持管理/区域指定地の適正管理、砂防堰堤等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕等を実施。	4継続	H30年度は目標84%に対し73%の目標を下回る進捗となったが、県民の安全安心のため、継続して事業を実施する必要がある。
(2)被害軽減対策																		
①災害に備え、被害を軽減するための対策を進めます。																		
	管財001	県有施設計画的保全事業	総務部	管財課	主要な県有施設について長期保全計画を作成し、長期保全計画に基づき県有施設の長寿命化工事等を行う。	長期保全計画作成	施設	(20)	(15)	(15)	850,000	900,000	821,253	主要な県有施設の劣化診断・長期保全計画作成(オーロラ) 20施設	4継続	長期保全計画を作成した主要な県有施設について、必要な長寿命化工事を進めた。老朽化が進んでいる施設の長寿命化工事を回り、ライフサイクルコスト削減に資する平準化のために、長期保全計画に基づき計画的に維持保全を進める必要がある。	4継続	将来的な県有施設の維持管理コスト削減のため、工法の精選や効率的な執行に努めつつ、計画的に長寿命化工事を進めていく必要がある。
	健福009	災害福祉広域支援ネットワーク推進	健康福祉部	健康福祉課	災害時における広域的な福祉ネットワークの体制を構築する。	災害訓練実施回数	回	1	2	2	5,600	4,180	5,600	施設間相互応援協定に基づく訓練や、災害派遣福祉チーム(DWAT)派遣協定に基づくチーム員の募集及び研修等を実施した。また、西日本豪雨災害の被災地において、DWATが初めての活動を行った。	4継続	本県での発生を想定した体制整備を引き続き行う必要がある。H30年度、災害派遣福祉チーム(DWAT)が被災地で初めて支援活動を行った経験から、事務局のコーディネーター機能の強化等、取組むべき課題が明らかになった。R1年度は、引き続き協定に基づく施設間連携に係る訓練を実施するとともに、DWATの体制強化のためチーム員に対する研修等の充実を図る。	4継続	高齢者や障害者など、災害時に援護が必要となる者を支援するため、関係団体とのネットワーク体制を構築することは有効である。また、被災県の支援は早期の復興を図るために必要であるとともに、その経験をフィードバックすることで、本県の防災・災害対策の強化にも繋がるものであることから、継続。
	交通015	災害に強い道路整備	国土整備部	交通政策課	緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、「7つの交通軸」に関連する現道拡幅またはバイパス整備を推進し、輸送容量の拡大と安全性の高い道路ネットワークを構築する。	緊急輸送道路の開通予定箇所数	箇所	12	13	15	19,750,139	22,099,491	21,530,792	大規模災害に備え、緊急輸送道路である国道120号須賀川バイパスや主要地方道高崎茨川線バイパスなどの整備を推進した結果、3つの区間において開通することができた。	4継続	大規模災害に備え、緊急輸送道路である国道120号須賀川バイパスや主要地方道高崎茨川線バイパスなどの整備を推進した結果、3つの区間において開通することができた。	4継続	防災対策という観点からも、道路整備を計画的に行う必要があるため継続。十分な整備効果が発揮できるよう、防災担当部局とも連携を図りながら事業実施に努める必要がある。
	下水001	下水道施設長寿命化	国土整備部	下水環境課	下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、個別施設の長寿命化対策及び耐震対策を含めた改修を行う。	改修が必要な下水道施設の対策数	箇所	34	34	37	2,001,400	1,200,600	937,810	流域下水道の4処理区で長寿命化対策及び耐震対策を実施。県史地区玉村北ポンプ場の改修更新が完了した。	4継続	流域下水道の4処理区で長寿命化対策及び耐震対策を実施。県史地区玉村北ポンプ場の改修更新が完了した。	4継続	改修が必要な下水道施設の対策数について、134箇所とH30年度の目標を達成しており、その成果は順調に推移している。さらにR10の最終目標値である137箇所を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。下水道施設を健全に維持していくために、R元年度も引き続き長寿命化及び耐震化を図る必要がある。

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政課評価			
	建築002	木造住宅耐震改修支援事業		県土整備部	建築課	木造住宅の耐震改修普及促進体制の強化を目的として、市町村が実施する耐震改修補助事業への支援を実施する。	住宅の耐震化率	%	83.4	89.0	92.0	9,900	9,900	2,800	群馬県地震被害想定調査では、死者の約9割が建物の倒壊で犠牲になると推計されており、住宅を耐震化することは地震被害を軽減し、県民の命と財産を守るために必要な事業である。補助制を実施する市町村は、事業開始当初の19市町村から25市町村まで増加し、人口カバー率が97%に達した。今後は、市町村との協働により制度周知を図る。	4継続	災害時の住宅倒壊等による被害を軽減するために必要な事業であり継続。木造住宅耐震改修支援については、目標に対して実績が少ない状況にあるが、県民の安全のため、制度の周知を図る必要がある。			
	建築001	建築物違反対策及び建築物防災対策		県土整備部	建築課	建築基準法違反建築物への是正指導の実施及び取壊用福祉施設、旅館・ホテル、遊戯施設などの多くの利用者が見込まれる建築物等への防災点検を行う。また、維持管理状況等に係る定期的な報告書の提出を促す。	防災点検等による指導件数	件	290	100	100	654	585	285	取壊用福祉施設に対して223件)、また、その他の建築物(遊戯施設、昇降機、違反建築物)に対しては167件の防災点検による指導を行った。(計290件)	4継続	社会福祉施設、ホテルや旅館を安心して利用できるように、防災点検により建築基準等の防火・避難規定の適合状況を確認する必要がある。	4継続	法律に基づき違反建築物への是正指導等を行うことであり、引き続き、指導に全力を投入し、県民の安全安心を確保していく必要があるため継続。	
	建築004	耐震改修促進普及事業		県土整備部	建築課	建築技術者を対象とした木造住宅耐震診断・耐震改修技術者養成講習会等を開催し、耐震化を促進するための体制づくりや人材育成などの環境を整備する。	講習会等の参加人数	人	31	200	200	651	621	406	住宅、建築物の耐震化を促進するため、建築士を対象とした木造住宅耐震診断技術者養成講習会を開催した。出前でも講座の注文を引き受け、6回の講座を実施した。	4継続	住宅の耐震化の重要性を直接訴えかける出前講座では、本報の診断士の位置や被害想定を説明することで、旧耐震の住宅を所有する県民の耐震意識を啓発することができる。耐震診断技術者養成講習会については、参加者が減少しているが、耐震すべき住宅が14万戸あることから、潜在的な対象を掘り起こしつつ、事業を継続する必要がある。	4継続	大地震発生時の被害を軽減できるよ、木造住宅等の耐震化を進めていく必要があるため継続。講習会は目標よりも参加者が少ない状況であるため、参加者数の増加につながるよう内容を工夫するなど取り組みが必要。	
	道管005	緊急輸送道路等における道路防災対策		県土整備部	道路管理課	災害時に地域の防災拠点となる旧市町村役場等までの緊急輸送道路等の防災対策を行うと共に、橋梁の耐震補強等の対策を行う。	緊急輸送道路等における落石等危険箇所の対策	箇所	132	131	134	858,120	3,898,500	4,386,671	(国)145号を含む63箇所で法の対策工事が完了(5県庁と地域の拠点を結ぶ道路の落石等危険箇所では3箇所対策が完了)、また、道路への落石や斜面崩壊等の災害を未然に防ぐための防災事業を実施した。	4継続	(国)145号を含む63箇所で法の対策工事が完了(5県庁と地域の拠点を結ぶ道路の落石等危険箇所では3箇所対策が完了)、また、道路への落石や斜面崩壊等の災害を未然に防ぐための防災事業を実施した。	4継続	緊急輸送道路等における通行者の安全を確保するため、今後も継続して実施する必要がある。緊急輸送道路等のうち県庁と地域の拠点を結ぶ道路の落石危険箇所対策の整備目標について、概ね順調に事業進捗している。危険箇所の解消に向け、継続して事業を実施する必要がある。	
	道管008	幹線道路の無電柱化推進		県土整備部	道路管理課	幹線道路を無電柱化するために、電線共同溝を整備し、併せて歩道のバリアフリー化や歩行空間確保を進める。	市街地の緊急輸送道路の無電柱化率	%	20.9	21.3	22.0	835,000	918,000	1,791,389	災害時における道路の通行の確保や、安全で快適な歩行空間の確保のため、(主)前橋圏林緑ほか計36箇所の電線共同溝を実施した。【道路22箇所、街路14箇所】	4継続	災害時における通行者の安全性や救助・救急ルート確保、安全で快適な歩行空間の確保、町並みの景観整備のために、今後も継続して事業を実施する必要がある。	4継続	災害時の道路確保や景観の向上などが実現できることから、計画的に事業を進める必要があるため、継続。	
	河川005	河川構造物の長寿命化		県土整備部	河川課	河川構造物を長期的に安全に使用し続けるために、定期的な点検と計画的な維持修繕により、効率的・効果的な維持管理を行う。	点検および計画的な維持修繕を実施した施設	施設	36	36	36	913,340	1,295,430	1,143,057	排水機場・水門・ダム等36施設において長寿命化計画に基づき点検及び計画的な維持修繕を実施した。	4継続	ダム7施設を含めた計36施設において長寿命化計画に基づき点検及び計画的な維持修繕を実施する。また、計画が長期にわたることから、5年(R3)を目安に点検結果を踏まえた計画の修正を行い、効率的・効果的な維持管理に取り組む。	4継続	河川構造物を維持管理するために必要な事業であり、継続。長寿命化計画に基づき効果的な点検や修繕を行っている必要がある。	
	砂防004	砂防施設の長寿命化対策		県土整備部	砂防課	砂防施設の「長寿命化計画」を策定し、点検による健全度の把握による対策の優先度や対策工法、対策に関する年次計画、及び日常的な維持の方針等を定め、計画的に長寿命化対策を実施する。	砂防施設の長寿命化計画策定	-	-	-	-	540,282	384,806	1,288,166	○長寿命化対策として、堰堤・床固工を22施設、深流保安工を32施設、地すべり防止施設を5施設、急傾斜地崩壊防止施設を2施設、雪崩防止施設を1施設、合計62施設で実施し、うち19施設で完成した。 ○「群馬県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき施設の定期点検を実施した。	4継続	○長寿命化対策として、堰堤・床固工を22施設、深流保安工を32施設、地すべり防止施設を5施設、急傾斜地崩壊防止施設を2施設、雪崩防止施設を1施設、合計62施設で実施し、うち19施設で完成した。 ○「群馬県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき施設の定期点検を実施した。	4継続	・長期にわたる砂防関係施設の機能及び性能を維持・確保するため、「群馬県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、継続して長寿命化対策を実施する必要がある。 ・長期にわたる砂防関係施設の機能及び性能を維持・確保するため、「群馬県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、継続して長寿命化対策を実施する必要がある。	
	建築007	建築物耐震化促進事業		県土整備部	建築課	多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するための、建築物の所有者等に対する技術的・財政的な支援や耐震化を促進するため環境を整備を進める。	特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	%	87.1	90.3	92.7	131,425	35,934	54,737	多数の者が利用する建築物等の耐震補強設計及び耐震改修工事に対して、国の補助制度を活用し、市町村との協働補助を実施した。	4継続	多数の者が利用する建築物等の耐震補強設計及び耐震改修工事に対して、国の補助制度を活用し、市町村との協働補助を実施した。	4継続	多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため継続。市町村と協働補助であり、市町村と連携して、早期に耐震化率の目標を達成する必要がある。	
	道管011	道路施設の長寿命化(防災)		県土整備部	道路管理課	「長寿命化計画」に基づき定期的な点検と計画的な予防保全による修繕の実施により、道路構造物(橋りょう、トンネル、横断歩道橋など)の長寿命化を図ることで効率的な維持管理を進めるとともに、道路ネットワークの安全性を確保する。	橋梁の法定点検の実施	橋	2,728	2,740	3,665	3,154,198	6,843,776	7,925,468	橋梁については87橋で補修を実施。トンネルについては(国)120号・一ノ瀬トンネルほか10トンネルの対策を実施。横断歩道橋については、完了した点検結果に基づき、対策工事に着手した。	4継続	県が管理している橋梁、トンネル、横断歩道橋などの多くは建設から年数が経過しており、過剰な安全を図るためには、今後も継続して実施する必要がある。	4継続	橋梁、トンネル、横断歩道橋などについて過剰な安全確保を図るため、計画的に点検及び修繕を行う必要があり、継続。	
	教管006	県立学校施設長寿命化推進		教育委員会	管理課	S50年代に児童・生徒の急増に伴い、同時期に建設された県立学校施設が一斉に改修時期を迎えている。計画的な維持修繕とは別に、長寿命化に必要な緊急を要する工事を実施する。	施設点検の実施 ※建築物、設備(消防、電気ほか)	校数	全校	全校	全校	1,190,000	1,240,000	948,806	老朽化が著しい学校施設の構造躯体や設備機能の健全性を維持するための改修を実施した。(屋上防水工務、外壁落下対策工事、トイレ洋式改修、各種ホブ更新、給排水更新、空調設備更新、電気設備更新、アスベスト対策、防球ネット支柱改修、法不適合解消)	4継続	老朽化した施設及び大幅に耐用年数を超過した設備機器について、児童・生徒の安全確保及び健全な学校運営を確保するため、効果的かつ効果的に改修を行い、施設の長寿命化を推進する必要がある。	4継続	児童・生徒の安全な学習環境を確保するため、施設を改修する必要があるため継続。引き続き、年度間の事業費平準化や効率的な執行に努める必要がある。	
	警察018	警察施設改修整備		警察本部	警察本部	災害発生時の活動拠点となる警察署等の災害対策整備、長寿命化、長期保全計画を行う。	警察施設の災害対策整備	件				234,574	402,917	238,231	災害対策として、警察学校教室棟耐震改修工事を国土交通省に委託して行った。また、保全計画作成のため警察職員宿舍劣化診断を実施した。	4継続	長期保全計画に基づき、警察施設の長寿命化等に取組むとともに、災害発生時の活動拠点として施設の安定性を図っていく必要がある。	4継続	「群馬県公共施設等総合管理計画(H28.3月作成)」や「群馬県警察施設管理計画(H31.2月作成)」に基づき、施設機能の集約、長寿命化の推進、効果的利用を図るべく取組む必要があるため、継続。引き続き、年度間の事業費平準化や効率的な執行に努める必要がある。	
災害時の避難をサポートし、災害時の暮らしを守ります。																				
	食品006	水道基幹管路の耐震化促進		健康福祉部	食品・生活衛生課	水道事業者である市町村等と連携し、既存管路の老朽更新時に耐震性を有する管へ転換し耐震適合率の向上を図る。	基幹管路の耐震適合率	%		29.1	30.5	1,539,519	1,232,066	1,448,056	各市町村等水道事業者による更新計画に基づき管路更新は実施されており、施設統合や老朽施設更新等による、基幹管路の耐震適合率への着実な更新を促進することができた。	4継続	県全体では、基幹管路の耐震化が進んでいるが、市町村によっては漏水が多発する管路の更新が優先されており、進捗に差があることから、耐震化促進のため、今後とも計画に基づいた更新を指導していく必要がある。	4継続	市町村における老朽水道管路について耐震性を有する管へ更新を促進するため継続。耐震適合率の低い市町村もあることから、水道事業の経営基盤強化を促すべく、適切な更新と取組めるよう支援していく必要がある。	
	監理001	浅間山直轄火山砂防事業負担金		県土整備部	監理課	火山噴火に伴い発生が想定される土砂災害の被害をできる限り軽減(減災)するために実施する。	砂防堰堤、導流堤等、緊急減災対策の推進	砂防堰堤工事、設備設計、用地取得	砂防堰堤、導流堤整備	砂防堰堤、導流堤整備		210,000	210,000	425,639				火山災害から県民の命と暮らしを守るため、必要をもち、継続して事業を実施する必要がある。	4継続	火山災害に備えた計画的な対策のために必要となる国庫債務事業にかかる負担金であり継続。
	砂防002	土砂災害対策(ソフト)		県土整備部	砂防課	土砂災害警戒区域等での更新や避難体制整備支援により、土砂災害への備えを充実させる。	2巡回土砂基礎調査の実施	箇所	8,204	7,233	8,965	180,000	160,000	215,130	-1,441箇所での2巡回基礎調査を実施した。 -市町村が主体となり災害回上訓練を実施するための支援を実施した。	4継続	-土砂災害のおそれのある土地を明らかにし、迅速な避難行動を促すため、2巡回の土砂災害防止法に基づく基礎調査を継続して実施する。 -土砂災害警戒区域を有する27市町村が自ら災害回上訓練を実施していただく支援を行う。	4継続	土砂災害警戒区域の指定を行うための基礎調査や、土砂災害警戒情報システムや雨量観測局の保守管理などの計画的な対策を行うための経費であり継続。	
	河川004	避難行動支援対策		県土整備部	河川課	洪水時の確実な避難を促すため、水位観測システムを更新、洪水監視カメラの整備により、確実な情報提供を図る。また、主要19河川にて最悪の事態を想定した水害リスク情報となる洪水水想定区域図を作成する。	河川映像の配信 (Webカメラ設置)	河川	34	34	34	288,814	235,000	431,386	水位雨量情報提供のため、河川監視カメラを13基設置し、システムを16基更新した。 H30までに洪水時における的確な避難支援対策として設定した目標の目標値を達成した。	4継続	目標値としていた、34箇所の河川監視カメラの整備と、水位雨量監視システムの更新業務については、H30に完了しホームページにて公開を行った。今後は、これらの整備が洪水時の円滑な避難行動に結びつくよう、周知を図っていく必要がある。	4継続	洪水の発生に備え、迅速な避難行動ができる体制の確立が必要であるため、今後も継続して事業を実施する必要がある。市町村等とも連携し、ソフト面での対策も取り、万が一の際に県民の命を守る対策が必要。	

個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政課評価		
(3)災害時の孤立地区解消対策																	
①災害時に孤立する地区が発生しないよう施設を整備します。																	
道管007	孤立路線における道路防災対策		県土整備部	道路管理課	土砂崩落などによって道路が寸断され、長期に集落が孤立しないよう、落石対策や道路改築等を実施する。	孤立路線における孤立解消人口割合	%	67	45	50	424,000	605,800	452,149	(主)北沢井沢松井田線を含む10路線で法面対策工事を実施した。	中山間地や過疎地域の道路について、土砂崩落等で集落の孤立を防ぐため対策面に落石防護網工事等を実施して、孤立人口を順次解消する。孤立解消人口割合50%の目標は達成したが、未解消路線があるため継続して実施する必要がある。	県民の安全・安心な暮らしを確保するため、計画的に災害に強い道路づくりを進める必要があることから、継続。	
砂防001	土砂災害対策(ハード)		両県	県土整備部	砂防課	人命を守るための施設整備を推進するとともに、適切な維持管理の実施により、土石流・がけ崩れ・地すべりによる土砂災害を防止する。	土砂災害対策推進計画に基づき対策箇所着手率	%	73	84	100	4,383,622	5,369,046	5,213,218	○砂防/28箇所で実施し、1箇所が完成。○地すべり対策/3箇所で実施。○急傾斜地崩壊対策/20箇所を実施し、2箇所が完成。○崖地砂防施設/土石流危険渓流における対策保全等。急傾斜地崩壊危険区域における崩壊工事の対策を実施。○維持管理/区域指定地の適正管理、砂防堤堤等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕等を実施。	○砂防/28箇所を実施し、1箇所が完成。○地すべり対策/3箇所を実施。○急傾斜地崩壊対策/20箇所を実施し、2箇所が完成。○崖地砂防施設/土石流危険渓流における対策保全等。急傾斜地崩壊危険区域における崩壊工事の対策を実施。○維持管理/区域指定地の適正管理、砂防堤堤等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕等を実施。	県民の安全・安心のため、土砂災害に備えた計画的な施設整備や管理が必要であり継続。本事業によるハード面対策とともに、市町村等とも連携し、ソフト面での対策も行い、万が一の際にも県民の命を守る対策が必要。
施策3 犯罪・交通事故の防止																	
[目的]県民が安全で安心して暮らせるように、犯罪や交通事故の防止に向けた環境整備を進めます。																	
(1)犯罪対策																	
①地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策を推進します。																	
消費005	県民防犯推進		生活文化スポーツ課	消費生活課	各種防犯講座の実施、啓発冊子や啓発リーフレットの作成等	刑法犯認知件数	件	12,201	減少	減少	19,620	19,750	13,521	防犯前講座の実施(46回)、県民防犯の日啓発事業の実施(27箇所)、振り込み詐欺被害防止でニア配布(約53,000人)、子ども向け防犯前講座の実施(117回)、振り込み詐欺等根絶のため大人向け講座の委託実施(23回)や、研修の委託実施(32回)	事業実施により、刑法犯認知件数は、前年に引き続き戦後最少を更新した。しかし、高齢者に被害の多い振り込み詐欺や子ども・女性に対する声かけ事業など、特定分野での犯罪が依然として発生しており、警察、市町村、地域住民等と協力し、防犯意識の普及啓発を図ることが引き続き必要である。	4継続	本事業等の取組により刑法犯認知件数は減少しているが、引き続き、特殊詐欺等の未然防止策など防犯意識の普及啓発を図るため、継続。
業務003	危険ドラッグ対策		健康福祉部	業務課	「群馬県薬物の濫用防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ等薬物に係る広域啓発や指導・取締りを実施するとともに、薬物の乱用の防止を県民運動として推進。	危険ドラッグ販売店舗数	件	0	0	0	2,433	1,849	2,090	条例に基づき、薬物指定審査会を5回開催し、14種類の知事指定薬物を指定した。また、地域における薬物乱用防止の意識高揚を図るため、薬物乱用防止推進大会を開催した。さらに、危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発リーフレットを作成し、リーフレットは全中学生に配布した。	今後条例の的確な運用により、指導・取締りや広域啓発を推進していくとともに、薬物の乱用の防止に県民全体で取り組む機運の醸成を図っていく必要がある。なお、H28年度から3か年計画で実施した薬物乱用防止推進大会に代えて、R1年度からは危険ドラッグ等薬物の乱用の防止に主眼を置いた再乱用防止フォーラムを実施していく。	4継続	危険ドラッグを含む薬物使用者は後を絶たないことから、指定薬物の取締りや危険ドラッグの危険性、再乱用の防止に関する啓発について、事業の効果を検査したうえで今後も継続していく必要がある。
警察003	犯罪抑止対策		警察本部	警察本部	県・市町村、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、地域住民が不安を感じている犯罪を重点とした犯罪抑止活動を行うとともに検挙に向けた諸対策を推進する。	刑法犯認知件数	件	12,201	減少	減少	46,362	38,272	32,703	H17年以降14年連続で、刑法犯認知件数を減少させることができた。	H17年以降14年連続で、刑法犯認知件数を減少させることができた。県・市町村、関係機関・団体、防犯ボランティア、地域住民等と連携・協働のもと、県民の安全な暮らしの実現に向けた取組を推進する必要があるため、継続。	4継続	刑法犯認知件数をH17年以降14年連続で減少させることができた。県・市町村、関係機関・団体、防犯ボランティア、地域住民等と連携・協働のもと、県民の安全な暮らしの実現に向けた取組を推進する必要があるため、継続。
警察007	警察施設基盤整備		警察本部	警察本部	警察署再編整備計画に基づき、高齢警察署を分離し、高崎北警察署(仮称)を新設する。老朽、狭小のほか情勢の変化に対応するため、交番・駐在所を移転・新築する。	警察署新設整備に伴う項目	項目	基本設計	基本設計、実施設計	基本設計、実施設計、用地造成	90,900	261,374	75,028	高崎北警察署(仮称)の基本設計を実施した。また、太田警察署高林交番の新築整備を実施中である。(H31年度継続)	高崎北警察署(仮称)の新設整備は高崎市北部の治安維持及び高崎警署管轄区域の効率的な運用には必要不可欠であり、事業を継続する必要がある。また、交番、駐在所の新築整備にあたっては、地域住民の安全安心の確保及び警察行政サービスの向上を図る観点から事業を継続する必要がある。	4継続	警察活動の基盤となる施設整備に関する経費であるため、継続。施設が老朽化していることについて、計画的に対応していく必要がある。また、高崎北警察署(仮称)の新設整備について、適切な規模・機能となるよう十分に検討する必要がある。
警察009	組織・来日外国人犯罪対策		警察本部	警察本部	振り込み詐欺等匿名性の高い犯罪・薬物の密売及び来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進する。	暴力団の検挙人員	人	364	更なる推進	更なる推進	34,676	34,467	33,805	息子を騙る奸悪示談名目特殊詐欺事件、外国人集住地におけるトルゴ人を狙った組織犯罪事件、大泉町地内密輸入密輸入事件、タイ東莞密輸密輸密輸入事件、福川会傘下組長による賭博法(収受)・暴対法違反事件等を検挙	特殊詐欺は検挙人員・被害件数が増加し、特殊詐欺を執行する準暴力団(暴力団と同等に取り締らなければならない団体)やその後ろ盾となっている暴力団組織の実態解明と徹底検挙が必要。薬物事件は検挙人員が減少したが、需要側である末端利用者の徹底検挙と供給側である密売組織の壊滅が必要。六代目山口組の分裂に関する対立抗争が全国的に発生していることから、総合的な暴力団対策と暴力団組織からの統制等への対策が必要。来日外国人犯罪の検挙件数・人員が増加したことから犯罪インフラ事犯の徹底検挙等の諸対策が必要。	4継続	特殊詐欺や組織犯罪、来日外国人犯罪等から県民を守り、安全な暮らしを実現するために必要な経費であるため、継続。特殊詐欺について、県・市町村、事業者(金融機関等)各種団体と連携しながら対策に取り組む必要がある。
警察011	少年非行防止対策		警察本部	警察本部	少年補導・相談活動等により、少年の規範意識の醸成と非行防止に努める。少年非行の原因・背景に至る要因の一つとして被害者経験との関連を重視し、児童虐待事業重傷化及び見逃し事業の防止に努める。	不良行為少年補導人員	人	3,319	少年補導人員減少	少年補導人員減少	6,612	7,172	5,374	①少年柔道剣道大会を開催した。②居場所づくりの活動、少年の非行防止・福祉に係る活動及び薬物乱用防止教室等を実施した。③スマートフォン等の普及を踏まえての児童を犯罪被害等から守る取組を推進した。④「児童虐待ゼロ!プロジェクト」を推進した。	①少年柔道剣道大会を開催した。②居場所づくりの活動、少年の非行防止・福祉に係る活動及び薬物乱用防止教室等を実施した。③スマートフォン等の普及を踏まえての児童を犯罪被害等から守る取組を推進した。④「児童虐待ゼロ!プロジェクト」を推進した。	4継続	少年補導人員は減少、児童虐待相談件数は増加させることができた。学校や関係機関・団体等との連携のもと、少年の非行防止・健全育成に向けた取組を推進する必要があるため、継続。
警察012	子供・女性・高齢者の安全確保		警察本部	警察本部	犯罪等については、先制・予防的な活動や事業に応じた検挙、指導・警告及び再犯防止対策を実施し、認知症高齢者等の行方不明事業については、関係機関と連携した適切な発見活動を講じるなどの行方不明対策を推進する。	声掛け事業等における指導・警告件数	件	142	重大事業の未然防止	重大事業の未然防止	1,086	1,044	202	声掛け事業等の情報収集を始め、先制・予防的な活動や事業に応じた検挙及び指導・警告の実施等により、重大事業の未然防止対策を実施するとともに、認知症高齢者等の行方不明事業について早期に発見保護する活動等を進めてきたが、引き続き、子ども・女性・高齢者の安全を確保するために継続していく必要がある。	声掛け事業等の情報収集を始め、先制・予防的な活動や事業に応じた検挙及び指導・警告の実施等により、重大事業の未然防止対策を実施するとともに、認知症高齢者等の行方不明事業について早期に発見保護する活動等を進めてきたが、引き続き、子ども・女性・高齢者の安全を確保するために継続していく必要がある。	4継続	子ども・女性・高齢者を犯罪から守り、安全な暮らしを確保するために必要な取組であり、継続。関係機関・団体等と連携しながら対策に取り組む必要がある。
警察010	国際人材育成事業		警察本部	警察本部	通訳官はもとより、現場で勤務する警察職員に対する語学教養等に取り組む。	通訳官数	人	32	35	37	896	913	577	群馬県警察指定通訳官に対する研修会を4回、その他高語別研修会を9回開催し、国際感覚を有する人材の育成と裾野拡大を図ることができた。	2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催控え訪日外国人が増加する傾向にあることから、外国人への対応力をつけるためにも、群馬県警察指定通訳官に対する研修会、各言語別研修会を実施し、国際人材育成事業を継続していく必要がある。	4継続	通訳官の人数は減少したものの、犯罪のグローバル化に対応するための人材育成を進める必要があり、継続。通訳官の技術の維持、向上のため、引き続き研修等を実施していく必要がある。
警察023	サイバーセキュリティ対策		警察本部	警察本部	サイバー関係の相談については10年前の2倍以上と過去最高であるなど県民のサイバー空間における体感治安は悪化していることから、県民の理解増進のための広域啓発活動を推進。県警各部門における捜査力向上等に対応強化し、サイバー犯罪対策を推進。東京オリンピックを控え、情報流出事業等の未然防止等県内企業のサイバーセキュリティ対策のほか、観光客の増加を見込んだ公共無線LANの普及が進展していることから、犯罪に利用されないよう適切な取組の推進。サイバーセキュリティ対策の推進のための研修の充実及び産官学の連携強化。	県内自治体及び中小企業のサイバーセキュリティ対策の向上	-	-	諸対策の推進	諸対策の推進	8,741	9,734	8,543	①大学等におけるサイバーセキュリティ対策を強化するため、群馬県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が参加する「群馬県大学等サイバーセキュリティ共同対策協議会」を結成。②平成29年に設立した群馬県中小企業等サイバーセキュリティ支援連絡会主催のセミナーを開催。③県内の公共無線LANのセキュリティ対策に向けた働き掛けを実施。④民間企業への派遣研修を継続実施	サイバー空間の脅威が国民の身近な問題となる中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、県民に対するサイバーセキュリティの向上意識の醸成が必要である。安全・安心な群馬県を実現するため、県内において、産官学が連携してサイバーセキュリティ対策を強化し、サイバー空間の健全化を図るため、継続する必要がある。	4継続	サイバー空間の健全化を図るため、産官学が連携した総合的な対策やサイバー犯罪捜査の徹底等、サイバーセキュリティ対策を推進していく必要があるため、継続。
警察021	特殊詐欺対策		警察本部	警察本部	関係機関・団体との連携等により、社会全体で特殊詐欺被害の根絶に向けた取組を推進する。	特殊詐欺認知件数	件	237	減少	減少	46,362	38,272	32,703	平成30年の特殊詐欺認知件数は237件(前年比-16%)と減少し、被害額は約4億1,840万円(前年比約-510万円)と減少した。また、情報連携を促進した関係事業者・団体と連携し、特殊詐欺の阻止率(54.1%)を高水準に維持することができた。	特殊詐欺の認知件数・被害額は減少したものの、依然として高齢者を中心として多額の被害が生じており、引き続き、群馬県振興的詐欺等根絶協議会を中核とした被害防止対策を推進していく必要がある。	4継続	引き続き、県・市町村・事業者(金融機関等)各種団体と一体となって被害防止に向けた諸対策を推進する必要があるため、継続。

	個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30結果実績	部局評価	財政評価		
② 県民生活を脅かす犯罪の徹底撲滅を推進します。																		
	重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底撲滅		警察本部	警察本部	重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ)や重要窃盗犯(侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり)の徹底的な撲滅を図る。	重要犯罪撲滅率	%	97.5	更なる推進	更なる推進	295,726	511,318	291,510	H30年の刑法犯検挙率は50.1%(前年比-2.5ポイント、全国平均37.9%)、重要犯罪撲滅率は97.5%(前年比+1.8ポイント、全国平均84.5%)、重要窃盗犯検挙率は65.5%(前年比-1.7ポイント、全国平均60.0%)でいずれも全国平均を大きく上回る成果を上げている。	4継続	県民生活の安全と平穩の確保に不可欠な事業で、成果を上げている。引き続き、県民の真に安全・安心を感得するために、更なる諸対策を推進していく必要がある。	4継続	重要犯罪撲滅率、重要窃盗犯検挙率ともに全国平均を上回る成果をあげている。引き続き、県民生活の安全を確保する必要があるため、継続。
	初動警察活動の推進		警察本部	警察本部	110番通報に対し、通信指令による一元的な指揮の下に、迅速な緊急配備等の発令及びパトロールを始めた。警察機動隊やヘリコプターの航空警察力を集中運用することにより、事件・事故への的確に対応する。	110番通報受付件数	件	121,351	即応体制の確保	即応体制の確保	410,235	418,520	384,097	①110番通信指令システムを活用し、パトカーや警察官、ヘリコプターを現場に急行させ、事件・事故に即応し、②ヘリコプターが現場(地上)の警察官と連携して、現場の状況を集約し、被疑者検挙、人命救助等の迅速・的確な初動警察活動を推進した。	4継続	110番通信指令システム及び設置ヘリコプター等の適切な管理運営に努め、引き続き、事件・事故への迅速・的確な初動対応を徹底し、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立する必要がある。	4継続	110番通信指令システムやヘリコプター等の適切な管理運営により、県民の安全安心の現実に向けた体制を確保することが必要であるため、継続。
③ DVや性暴力から県民を守るため、広報啓発・支援体制の強化を図ります。																		
	DV被害者等支援事業		生活文化スポーツ課	県民生活課	県民に対してDVに関する広報啓発を行うが、一時保護所等退所後の被害者に対する中長期的支援を行う。また、市町村配備者暴力相談支援センターの設置を促進し、DV被害者に対するワンストップの支援体制の構築を図る。	DV等の被害者のための制度や相談窓口をいざい知らない人の割合	%	9.7%(H29)	-	0	5,701	5,533	4,826	DV啓発冊子等作成・配布(市町村、県有施設等)、民間支援団体へシニター・経費等補助(4団体)、DV被害者の自己生活及び定着のためDV被害者等へのDV防止啓発講座の派遣(14回)、大分県内各所へDV防止啓発講座の派遣(1.4回)、同件所入所要保護女子延人数412人(同93.8%)、同件所入所要保護女子延人数321人(同65.2%)、三山寮入所要保護女子延人数231人(同56.1%)、同件児童延人数262人(同37.7%)	4継続	DV被害者の防止や被害者支援のため、効果的なDV啓発冊子等の作成・配布や講師派遣による学校等への直接的な予防教育を実施した。また、民間支援団体と連携を密にし、DV被害者の安全・安心な生活を確保するとともに、被害者の自立のための経済的支援等を行った。今後は、R元当分の年間を計画期間とする「第4次くまもろDV対策推進計画」の着実な実行に向け、引き続き被害者支援や予防教育、相談しやすい環境の整備に取り組んでいく。	4継続	DV被害者を防ぎ、被害者を支援するため、継続。引き続き、被害者にとって、より身近な市町村及び民間団体と連携しながら支援することが必要。
	女性保護事業推進		生活文化スポーツ課	県民生活課	DV被害者からの相談を受けるとともに、保護及び自立支援を行う。	スーパーバイス研修等に参加する市町村等機関数	機関	20	26	-	60,200	57,958	58,853	女性相談件数3,681件(対前年比102.2%)のうち、DV相談件数1,073件(同78.3%)、一時保護所入所要保護女子延人数412人(同93.8%)、同件所入所要保護女子延人数321人(同65.2%)、三山寮入所要保護女子延人数231人(同56.1%)、同件児童延人数262人(同37.7%)	4継続	DV被害女性への適切な支援のためには、女性相談だけでなく、市町村や民間団体、関係機関との連携が不可欠である。研修の実施により市町村等関係機関のスキルアップを図るとともに、児童虐待防止法の改正によりDV対応機関と児童福祉機関との連携の必要性が明記されたことから、今後はこの観点からも施策を推進していく。	4継続	DV被害者へ適切な支援・保護を促すため、継続。被害者にとって、より身近な市町村及び民間団体と連携しながら支援することが必要。
	性暴力被害者サポートセンター運営		生活文化スポーツ課	県民生活課	性暴力被害者に対する相談や産婦人科医療の提供、相談内容に応じてカウンセリング等、必要な支援のコーディネート及び性暴力被害者支援に関する広報啓発等の業務を実施する。	性暴力被害者サポートセンター「saveくんま」の認知度	%	-	-	80	15,307	13,484	13,124	性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を運営し、相談支援や公的医療支援、啓発事業を実施した。	4継続	群馬県性暴力被害者サポートセンターの機能充実を図るため、相談員等のスキルアップ幅広い関係機関との連携強化等を行う必要がある。	4継続	性暴力の被害者の潜在化を防ぐためには、支援を行うことは必要であり、継続。
④ 犯罪等の被害者とその家族が平穩な生活ができるよう支援します。																		
	犯罪被害者等支援事業		生活文化スポーツ課	県民生活課	H29年度以降を事業期間とする犯罪被害者等基本計画を策定し、総合的・計画的な各種支援施策に取り組む。また、犯罪被害者等を支援する民間団体に対し、相談員設置、相談支援員の養成及び各種啓発事業等を委託する。	犯罪被害者等のための相談窓口を知らない人の割合	%	-	-	0	4,727	4,700	4,717	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し相談員設置啓発事業を委託し、犯罪被害者と家族が平穩な生活を営めるよう支援した。	4継続	犯罪被害者等支援事業は、犯罪被害者等の権利を保護し、安心を暮らしを担保するものであり、重要性は高い。行政や警察による支援だけでは対応は難しく、きめ細かな対応が可能な民間団体による支援は不可欠である。	4継続	年間で1,000件を超える相談件数があり、相談窓口業務等を引き続き実施することは必要だが、継続。今後も、警察等と連携・協力しながら、犯罪被害者支援の取組を進める必要がある。
	性暴力被害者サポートセンター運営		生活文化スポーツ課	県民生活課	性暴力被害者に対する相談や産婦人科医療の提供、相談内容に応じてカウンセリング等、必要な支援のコーディネート及び性暴力被害者支援に関する広報啓発等の業務を実施する。	性暴力被害者サポートセンター「saveくんま」の認知度	%	-	-	80	15,307	13,484	13,124	性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を運営し、相談支援や公的医療支援、啓発事業を実施した。	4継続	群馬県性暴力被害者サポートセンターの機能充実を図るため、相談員等のスキルアップ幅広い関係機関との連携強化等を行う必要がある。	4継続	性暴力の被害者の潜在化を防ぐためには、支援を行うことは必要であり、継続。
	犯罪被害者等支援		警察本部	警察本部	相談、捜査の過程において犯罪被害者等へ配慮するとともに必要な情報を提供する。精神的、経済的負担の軽減及び身体の安全確保に向けた対策を行う。犯罪被害者支援推進のための基礎整備に向け、研修の充実及び民間団体との連携強化を図る。被害者支援に対する県民の理解促進のための広報啓発活動等を推進する。	犯罪被害者支援活動に対する理解と協力を得る活動実施数	回	489	年間を通じて実施	年間を通じて実施	7,114	7,025	5,186	①被害者遺族等による講演会を開催し、命の大切さや被害者に対する支援意識の醸成を図った。②被害者支援制度や相談窓口の周知を図り、犯罪被害者等の経済的・心理的負担の軽減を図った。③再被害のおそれのある犯罪被害者等に対し、保護対策を推進した。	4継続	引き続き犯罪被害者等の支援を行うために不可欠な事業であることから、事業項目も、第3次犯罪被害者等基本計画においても示されている施策であることから、今後も継続する必要がある。	4継続	引き続き、犯罪被害者支援及び被害者支援への理解促進を進めていく必要があることから、継続。関係機関等と連携しながら支援に取り組む必要がある。
(2) 交通事故防止対策																		
① 総合的な交通事故防止対策と効果的な交通指導取締りを推進します。																		
	交通安全総合推進、交通安全特別対策		県土整備部	道路管理課	四季の交通安全運動や子供から高齢者に関わる交通事故防止対策について、交通関係機関等と連携を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少	人	64(5.9%減少)	15%以上減少させる	20%以上減少させる	12,881	12,804	12,612	交通事故防止のため、交通事故実態に対応した交通安全対策や交通安全思想の普及啓発等総合的な取組を推進した。また、児童生徒の安全な登下校のための交通指導員活動支援、交通事故被害者の不安解消のため交通事故相談所の運営に取り組んだ。	4継続	平成30年中の死者数は64人で、前年比-3人と減少したものの、人身事故発生件数及び負傷者数は14年ぶりに増加に転じた。さらに、人口10万人当たりの人身事故発生件数は依然として全国ワースト10位に上り、高齢者が加害者にも被害者にもなる事故が増加傾向にあることなど、厳しき交通安全情勢であることから、諸課題に継続的に取り組む必要がある。	4継続	警察本部や教育委員会など連携して交通安全運動などを行うことにより、交通安全意識を高め交通事故防止につなげていく必要があるため、継続。
	交通安全教育推進		教育委員会	健康体育課	児童生徒等に関わる交通事故を減少させ、生涯にわたって安全な生活を送れる知識や態度の育成を目指し、関係機関との連携を強化するとともに、喫緊の課題である中高生の交通安全意識を向上させるため、サイクルサミットの実施などの取組を行う。	児童生徒等の自転車事故発生人数	人	1,345	1,000	1,000	91	91	8	喫緊の課題である中高生の交通安全意識を向上させるため、関係機関・団体との連携を強化するとともに、実践的かつ参加体験型の取組として「群馬県サイクルサミット」を開催した。	4継続	児童生徒等の心身の発達段階に応じた交通安全教育の充実・徹底を図るため、「交通安全教育アクションプログラム」に基づき、引き続き、関係機関・団体と協力して取り組む必要がある。	4継続	児童生徒等の交通安全教育は必要であり、継続。目標達成に向けて、関係機関・団体と連携し、より効果の高い取組の検討を進めていく必要がある。
	交通安全対策・交通指導取締り		警察本部	警察本部	自治体等と連携した効果的な交通安全活動、段階的かつ体系的な交通安全教育、交通事故発生実態に即した交通指導取締り等を実施するとともに、群馬県交通安全条例に基づいた各種対策を推進し、県民一人一人の交通安全意識啓発を図る。	交通事故死者数	人	64	対前年比減少	対前年比減少	160,925	160,920	193,881	①各季の交通安全運動の推進 ②関係機関・団体と連携した各種交通安全対策の実施 ③段階的かつ体系的な交通安全教育3,337回、388,921人 ④交通安全学習館を活用した交通安全教室10,357人 ⑤自転車乗車指導書を活用した指導報告書90,168件 ⑥交通指導取締りの推進	4継続	交通事故死者数は、対前年比で3人減少し、昭和28年の統計開始以来2番目に少ない人数となった。今後も、成果指標の達成に向け、交通安全教育を充実させるとともに、事故分析に基づいた総合的な交通事故防止対策を推進していく必要がある。また、放逐車種確認事務の民間委託については、違反件数の減少に伴い、平成30年度に活動日数を縮減するなどの変更を行った。今後も違反件数の推移を確認しながら、継続して見直しを行う。	4継続	交通安全教育や安全な道路環境の確保の取組が必要であることから、継続。なお、放逐車種確認事務の民間委託について見直しを行ったが、違反件数の推移を確認しながら、継続して適切な見直しを検討する必要がある。
② 高齢者を守るための交通安全対策を推進します。																		
	交通安全対策(高齢者)		警察本部	警察本部	高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進する。	高齢者交通事故死者数	人	36	対前年比減少	対前年比減少	160,925	160,920	193,881	①高齢運転者ミーティングの開催(サカーの証(体幹)・運転免許自主返納FDパイプの活用 ②反射材着用促進活動 ③75歳以上高齢者宅訪問による個別交通安全指導57,577人 ④高齢者交通安全安全53,606回、22,964人 ⑤運転適性検査書の活用130回、2,012人 ⑥運転免許自主返納者の移動手段確保のための自治体への働きかけ	4継続	交通事故死者数に占める高齢者の割合は高止まりで推移し、高齢運転者の加害者も人身事故及び死亡事故ともに増加傾向にあることから、引き続き、高齢者に対する交通安全対策を最重点として継続する必要がある。	4継続	交通事故発生件数・死者数に占める高齢者の割合が増加傾向にあるため、高齢者に対する交通安全対策を進める必要があることから、継続。高齢者自動車免許自主返納について、市町村と連携し、自主返納しやすい環境づくりを行う必要がある。

個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政課評価	
道管017	再掲	県土整備部	道路管理課	四季の交通安全運動や子供が高齢者に関わる交通事故防止対策について、交通関係機関等と連携を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少	人	64(5.9%減少)	15%以上減少させる	20%以上減少させる	12,881	12,804	12,612	交通事故防止のため、交通事故実態に対応した交通安全対策や交通安全思想の普及啓発等総合的な取組を推進した。また、児童生徒の安全な登下校のための交通指導員活動支援、交通事故被害者の不安解消のため交通事故相談所の運営に取り組んだ。	4継続	平成30年中の死者数は64人で、前年比-3人と減少したものの、人身事故発生件数及び負傷者数は14年ぶり増加に転じた。さらに、人口10万人当たりの人身事故発生件数は依然として全国ワースト上位にあることや、高齢者が加害者にも被害者にもなる割合が増加傾向にあることなど、厳しな取組が必要であることから、諸課題に継続的に取り組む必要がある。	
④安全で快適な交通環境を整備します。																
道管004		県土整備部	道路管理課	歩行者、自転車の関係する事故や交差点付近での事故を防止するため、歩道整備及び交差点改良等を実施する。	通学路の歩道整備率	%	85.1	87.0	88.0	2,711,600	1,132,634	3,413,998	道路利用者に対する未然の事故防止、安全で快適な交通確保のため、(主)前橋安中高同級生が計64箇所の歩道整備事業、(主)前橋臨海線沿道が計25箇所の交差点改良事業の用地買収及び工事の進捗を行った。	4継続	県内における交通人身事故発生件数は減少傾向にあるが、未だ全国的にも児童が巻き込まれる交通事故は後を絶たない。このため、学校関係者と連携した歩道整備事業、(主)前橋安中高同級生が計64箇所の歩道整備事業、(主)前橋臨海線沿道が計25箇所の交差点改良事業の用地買収及び工事の進捗を行った。交通安全対策に、今後も継続して取り組む必要がある。	
道管014		県土整備部	道路管理課	歩行者と自転車、自転車と自動車の関係する事故を防止するとともに、自転車が安心して通行できる事で自動車利用から転換を促進するため、自転車通行空間の整備を実施する。	自転車通行環境整備路線の整備率	%	45.4	55.0	70.0	223,000	307,000	60,726	(主)高崎川川線ほか市道も含めて7路線でモデル整備を実施した。	4継続	県内の道路は、幅員構成や沿道状況、交通量などが違うことで多様な道路形態となっているため、様々な形態に応じて進めた整備の効果を検証し、平成31年3月に群馬県自転車利用推進計画を策定した。今後は、安全で快適な自転車通行空間の創出に向け、計画的に推進計画に基づき、整備を推進していく必要がある。	
警察016		警察本部	警察本部	信号機、道路標識等の整備と適切な管理により、安全で安心な交通環境を確保する。	交通信号機の新設数	基	22	交通実態に応じた効果的な整備	交通実態に応じた効果的な整備	1,478,962	1,418,850	1,457,604	道路交通の安全と円滑を図り、県民生活に資した交通環境を実現するため、交通管理センターの高機能化、信号機の新設・改良、信号機・標識・標示の更新整備、必要の低下した信号機・標識・標示の撤去、道路交通実態に合わせた交通規制の見直し等を実施した。	4継続	安全安心かつ円滑な交通環境を確保するためには不可欠な事業であり、今後も交通環境の変化に対応した効果的な整備を継続する必要がある。また、更新時期を迎えている機器が増加していることや、優先順位を考慮して更新を図るとともに、必要の低下した信号機・標識・標示の撤去を行うことで適正な維持管理を図る必要がある。	
施策4 身近な暮らしの安全保障 [目的]消費者トラブルや食品に起因する健康被害等の発生防止、動物の愛護・適正飼養に向けた環境整備を進め、身近な暮らしの安全を確保します。 (1)消費者被害の防止 ①消費者トラブルの未然防止、拡大防止及び早期救済を図ります。																
消費003		生活文化スポーツ課	消費生活課	市町村における消費生活相談体制の維持・充実を支援するほか、関係団体と連携して一層消費者被害の未然防止等に取り組む。	市町村消費生活相談体制への支援			適切な支援	適切な支援	適切な支援	34,208	30,859	29,735	消費者行政推進交付金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを継続して実施した。また、H30年2月に適格消費者団体に認定された「消費者支援群馬ひまわり」の会に対して支援を継続した。	4継続	整備された相談体制の維持・拡充に向けて、市町村への支援を引き続き継続していく。また、適格消費者団体である群馬ひまわりの会は、適格消費者団体としての活動を継続して支援していく。
②高齢者や若年層などさまざまな年代層に対応した消費者啓発を行い、消費者の自立を支援します。																
消費003	再掲	生活文化スポーツ課	消費生活課	市町村における消費生活相談体制の維持・充実を支援するほか、関係団体と連携して一層消費者被害の未然防止等に取り組む。	市町村消費生活相談体制への支援			適切な支援	適切な支援	適切な支援	34,208	30,859	29,735	消費者行政推進交付金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを継続して実施した。また、H30年2月に適格消費者団体に認定された「消費者支援群馬ひまわり」の会に対して支援を継続した。	4継続	整備された相談体制の維持・拡充に向けて、市町村への支援を引き続き継続していく。また、適格消費者団体である群馬ひまわりの会は、適格消費者団体としての活動を継続して支援していく。
(2)食の安全確保 ①食品安全検査や食品営業施設への監視・指導を実施し、食の安全を確保します。																
食品008		健康福祉部	食品・生活衛生課	年度検査計画に基づき、食品安全検査センターにおける放射性物質検査を含む食品安全検査を効果的に実施し、本県産及び県内流通食品の安全確保を図る。	食品安全検査での規格基準等適合率	%	99.9	99.9	99.9	17,925	16,925	17,826	県内で生産・加工、流通している食品(輸入食品含む)に対して、残留農薬、放射線物質、食中毒菌等、県民の関心が高い項目について検査を実施した結果、1,770検体中1検体が規格基準違反となしたが、適合率は99.94%で目標を達成した。	4継続	毎年、規格基準等を超過する食品が検出されていることから、違反食品の排除及び食品関係事業者に対する適切な食品の取扱いに係る指導のために、今後も引き続き、計画的に食品検査を実施することは重要である。	
食品004		健康福祉部	食品・生活衛生課	食品営業許可、食中毒原因物質の究明、食品衛生に関する監視指導・啓発、HACCPシステムの導入推進、食品表示の適正指導及び民間団体による自主的管理体制の強化支援により、食中毒発生等の未然防止を図る。	食品営業施設監視目標件数	件	20,247	21,493	21,331	36,956	39,554	33,866	食品衛生監視指導計画に基づいて、営業施設の監視指導を実施し、食品の安全性を確保した。H30年中6件の食中毒事案が発生し、迅速な対応を行い、拡大防止に努めた。また、国が作成した手引書を活用してHACCPに沿った衛生管理の普及促進を図った。	4継続	食中毒被害の予防・拡大防止のために不可欠な事業であることから、継続する必要がある。	
食品005		健康福祉部	食品・生活衛生課	食肉処理施設、食肉処理施設及び乳処理施設における衛生指導、食肉の検査、食中毒菌の調査を実施し、安全な食肉・牛乳の供給に努める。県内と畜された牛の放射性物質検査を実施し、安全な食肉の供給に努める。	と畜検査頭数(豚)	頭	566,853	550,000	549,000	107,518	107,494	86,649	と畜検査、食肉検査を実施するとともに、残留有害物質検査、食肉処理場の衛生管理指導などにより本県産食肉の安全を確保した。県内で畜された牛の放射性物質全頭検査を実施した。乳について食品衛生監視指導計画に基づき乳処理施設の監視指導等を実施した。	4継続	と畜場法及び食肉検査法に基づいて、食肉、食肉の安全を確保するために必要な取組である。また、放射性物質検査は牛乳に対する消費者の信頼を確保するために重要である。乳の安全性確保は、学校給食への供給もあり、引き続き適切に実施する必要がある。	
林根004		森林環境部	林業振興課	きのこ類、及びきのこ原木等の生産素材について安全検査を行い県産きのこの安全性の確保を図る。	食品モニタリング検査の件数	件	287	160	160	14,034	14,153	5,483	原木及びほたけ等の放射性物質検査を実施し、栽培技術管理を徹底することにより、県産きのこの安全性の確保を図り、風評被害の払拭に努めた。原木・ほたけ検査:189件・ほたけ指標検査:361件	4継続	安全な原木及びほたけを使用するために、国が定めた基準である放射性物質の指標値を下回っていることを確認する目的で、検査を継続して実施する必要がある。H31は原木の検査強化や県産指標検査に基づく栽培管理の徹底、直売所の巡回調査等を実施する。	
林試001		森林環境部	林業試験場	原木・菌床の指標値検査、きのこの出荷前検査及び汚染されたきのこ原木林の安全な更新のための技術の開発、確立します。	放射性セシウムの検査	件	494	300	300	1,338	1,236	1,300	きのこ原木林分で伐採実証試験を行い、伐採原木の測定は汚染の分布状況を把握した。また、現地の空間放射線量を測定し、年次変化を記録した。原木、ほたけ、きのこ類の検査を速やかに実施し、安全なきのこの流通に寄与した。春には野生の山菜類について検査を行った。	4継続	国庫補助事業や委託研究を併用し効率的な事業実施に努めている。原発事故から8年経過したが、放射性物質の影響は今なお強まっている。消費者を安心させるためにも、引き続き原木栽培をはじめとするきのこの放射性物質対策や安全確保が不可欠である。一方で、2名の生産者について乾シイタケの出荷前汚染検査を受ける等、即時に届けられた動きも活発化している。双方を支援する一方で、原木林の再生や放射性物質検査は不可欠であり継続。	
②食品等事業者の自主衛生管理を推進します。																
食品007		健康福祉部	食品・生活衛生課	HACCPによる自主衛生管理の推進、外国向け食肉の輸出認定の推進等。	HACCP普及啓発説明会	回	3	3	3	4,159	4,616	3,550	HACCP普及啓発説明会を県内3箇所で実施した。(HACCPステップアップ研修会、参加者計110名)。群馬県食品自主衛生管理認定制度認証施設数は前年度から施設増加139施設となった。	4継続	H30年度に食品衛生法が一部改正され、全ての食品等事業者に対して3年以内にHACCPを実施することが義務付けられた。食品自主衛生管理認定制度を活用して、HACCP導入に向けて食品等事業者のレベルアップできるよう助言指導することで、食品等事業者に対する自主衛生管理の推進を図り、HACCP制度化に対応していく。	

	個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初 (千円)	R元当初 (千円)	H30決算 (千円)	H30 事業結果	部局評価	財政評価		
③ 食の安全に関する情報を積極的に発信し、正しい知識の理解を促進します。																		
	食品010		健康福祉部	食品・生活衛生課	食の安全に関する情報や認識を共有し、関係者間の相互理解と信頼を構築するために食の安全県民会議、意見交換会、研修会などへの講師派遣を実施する。	リスクコミュニケーションの参加者数	人	2,784	2,000	2,000	2,155	1,875	1,499	食の安全に関する情報発信、食品表示をテーマに食品安全県民会議を2回、栄養成分表示、食物アレルギーをテーマに公開講座を開催した。また、食中毒予防、食品表示の理解促進を目的とした講師派遣を16か所で行った。	4継続	食の安全に関して理解を深めるには、様々な立場の関係者間で意見交換を行い、情報を共有する必要がある。毎年、多くの県民が食の安全に関して興味を持ち、リスクコミュニケーション事業に参加していることから、今後も、タイムリーな話題を様々な形で情報発信していく必要がある。	4継続	リスクコミュニケーションでは、消費者の関心が高いタイムリーな話題を扱うなど効果的な取組を行うことで、参加者数は目標値を大きく上回っている。また、消費者が食に関する施設を訪問し事業者と直接ふれあう食の現場公開事業など、民間企業と連携して県民の食の安全に関する知識や理解を深める取組を行っており、継続。
(3) 生活衛生・動物愛護の推進																		
① 公衆衛生水準の維持向上を図り、県民の健康と安全な生活衛生環境を確保します。																		
	食品003		健康福祉部	食品・生活衛生課	生活衛生関係営業施設の監視・指導を継続的に実施すること及び公衆浴場等を対象としたレジオネラ症防止対策講習会を定期的に開催することにより、入浴施設等関係施設の衛生水準の向上を図り、安全・安心な生活衛生環境を確保する。	生活衛生関係営業施設の監視指導等件数(環境衛生監視員による監視指導及び生活衛生アドバイザーによる巡回点検件数の合計)	件	1,286	1,800	1,800	2,161	2,021	1,508	生活衛生関係営業施設の監視指導を実施し衛生水準の向上を図ることによって安全・安心な生活環境を確保したほか、入浴施設を対象にレジオネラ対策講習会を実施し、衛生管理意識を向上させた。	4継続	生活衛生関係営業施設等の監視指導業務や生活衛生関係事業者を活用した衛生指導事業等は、営業者に衛生管理の向上を促し、県民の健康と安全な生活衛生環境の確保に繋がるものであることから、継続して実施する必要がある。	4継続	県民の生活環境を衛生的かつ安全に保つために不可欠な事業であるため、継続。なお、生活衛生関係営業施設の監視指導件数は、目標値に達しておらず、効果的な実施方法の検討が必要。
② 動物愛護の推進により、人と動物の共生を図ります。																		
	食品002		健康福祉部	食品・生活衛生課	H27年度に開設した動物愛護センターにおいて、動物(犬・猫その他)の適正飼養の指導・啓発を含めた動物愛護の普及啓発を推進し、県民の生命、身体及び財産に対する被害を防止するとともに、殺処分される犬猫の数を減らす。	犬の収容数	%	50.6%の減少	27.5%の減少	30%の減少	37,860	38,334	35,320	動物愛護センターにおいて定期的に譲渡前講習会や譲渡会を開催し、適正飼養の啓発を図った。犬は適正飼養が進んだことで収容頭数は減少傾向で、譲渡に適した犬の引取りが少なくなくなり、譲渡率は低下している。猫はH29年度から飼い主のいない猫対策支援事業を実施しており、登録地域は8か所増え、11地域で実施している。	5継続(見直しあり)	動物愛護の普及啓発や動物の飼育者・動物取扱業者に対する適正飼養指導業務は、県民が安全で衛生的な環境で暮らすために欠かせない事業である。特に、新たな飼い主に対する適正・終生飼養の啓発強化が犬猫遺棄等の防止につながることを考えられることから、新たに必要な啓発の取組などを検討しながら事業を継続する。	5継続(見直しあり)	犬については、収容数の減は目標値を大きく上回っている。また、猫の譲渡率についても前年度から上昇するなど、取組が進んでいる状況であり継続とするが、事業の効果さらさらあげたため、新たな飼い主に対する適正・終生飼養の啓発強化に関する効果的な取組の検討が必要。